

「思い」を「形」にしませんか？

宮古市提案事業制度

—令和8年度実施事業募集要領—

【提案事業制度】とは？

参画と協働のまちづくりを実現するため、市民のみなさんから、市と協働で地域の課題を解決する事業の提案を募集し、選考された事業を実施する制度です。

提案事業募集説明会 (p.7)

日時：令和7年8月7日(木)
午後6時30分～午後8時

会場：宮古市市民交流センター
2階 多目的ホール

説明会参加申込フォーム↓



事前相談期間

令和7年8月8日(金)
～8月19日(火)

※要事前連絡 下記問い合わせ先へ

問
合
わ
せ
先

宮古市市民生活部市民協働課 男女参画協働推進係 ☎0193-68-9080 (直通)
☎027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号 E-mail sekatsu@city.miyako.iwate.jp

目 次

1	提案事業とは？	P 1
2	誰が提案できるの？	P 2
3	対象となる事業	P 3
4	事業実施期間は？	P 5
5	事業に要する費用	P 5
6	提案事業チェックシートで地域の課題の解決方法を見つけよう！	P 6
7	提案事業募集に係る説明会	P 7
8	提案事業のスケジュール	P 8
9	書類選考・予備選考	P 12
10	審査	P 13
11	提案事業にかかる書類の提出について	P 14
12	提案事業の公表	P 15
■	「テーマ設定型事業」の募集テーマの概要	P 16
■	令和6年度実施分提案事業一覧表	P 17
■	提出書類様式	P 18

1. 提案事業とは？

みんなが困っている地域の課題を市民と市が協働して解決する！

地域には防犯、環境、福祉など様々な分野にわたり、不特定多数の市民のみなさんに関わる地域の課題があります。

提案事業制度は、このような地域の課題やみんなが抱える課題を、市民のみなさんと市が、知恵や人材などを持ち寄り、協働することによって、効果的に解決していくためのひとつの仕組みです。

市民のみなさんの新しい発想と行動力に期待しています。

多様化する市民のみなさんの要望に対応するには、行政だけでは限界があります。

地域の実情に精通した市民のみなさんからの「地域をよくするために、市と一緒にこんなことがしたいなあ。」という **新しい発想と、市民のみなさんならではの行動力に期待しています。**

協働は共に考えること（協議）から始まります。

協働は、お互いを理解し、目的を一致させなければはじまりません。課題や目的・効果を共有するため、**一緒に考える協議を大切にします。**

提案・実施・評価すべてのプロセスを協働で実施

提案事業制度では、地域の課題解決の事業企画をご提案いただき、成案化から実施・評価の段階までの長いプロセスを、市民のみなさんと市との協働で行います。

2. 誰が提案できるの？

(1) 提案者の要件

地域自治組織（町内会など）や5名以上で構成する市民活動団体、事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす団体などです。また、二つ以上の団体が連携して提案することもできます。

※ 個人では提案できません。

- ① 主たる活動地域が宮古市内であること
- ② 法人市民税及び固定資産税の納税義務のある団体や事業者は、直近3か年分の税を滞納していないこと

(2) 次の事項に該当する場合は、提案できません

- ① 宗教の教義を広め、儀式活動を行うなど信者を教化育成することを目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

(1) 協働にふさわしい事業は、下記のとおりと考え、提案事業の対象とします。

- ① 地域の課題が解決できる事業
- ② 協働の必要性がある事業
- ③ 提案者と市のそれぞれの特性が活かせる事業
- ④ 対等な立場で事業を実施でき、お互いに利益がある事業

(2) 次のような事業は、対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 政治、宗教、選挙活動に関するもの
- ④ 施設等の建設や整備を目的とするもの
- ⑤ 事業実施を伴わない調査のみの事業
- ⑥ 地区住民の交流事業等の親睦的なイベント
- ⑦ 他の助成を受けている事業
- ⑧ 既に実施している提案事業制度に類する提案（公の施設の指定管理等）
- ⑨ 公序良俗に反するもの

(3) 募集区分

A：自由提案型事業

市民活動団体、地域自治組織又は事業者が地域の課題を解決するために事業を提案し、市と連携・協働して実施する事業

B：テーマ設定型事業

市が抱える地域の課題に対してテーマを設定し、そのテーマを解決するために市民団体等に具体的事業を提案していただき市と連携・協働して実施する事業

(募集テーマの詳細は、p.16に記載していますのでご参照ください。)

(4) その他

これまでに市が実施する補助金等の交付を受けて実施した経歴のある事業は、応募できません。

4. 事業実施期間は？

事業実施期間：単年度

- ・ 契約の日から令和9年3月31日までに完了する事業です。

※最長4年間は提案事業に応募することができます。

- ・ 継続して応募できる4年間を経過した事業は、その事業の性質や成果などにより、継続（市からの支援なし）や、事業化（行政が行う領域と判断された場合）を検討します。

※4年経過していない場合でも、行政が行うべき領域と判断された場合には事業化を担当部署において検討します。

5. 事業に要する費用

事業費：概ね150万円

役割分担に基づき、事業経費を提案書等に記載していただきます。

- ・ 提案事業は、経費負担の生じないもの、少額の事業も対象としています。
- ・ 担当課との協議で、事業費を精査します。
- ・ 提案者が自ら負担するもの、受益者負担を求めるものも想定されます。

※ 提案事業と関わりのない団体の人件費、事務所の賃借料及び光熱水費等の管理費は対象外です。 p.5

6. 提案事業チェックシートで地域の課題の解決方法を見つけよう！

地域で困っていることや発見した地域の課題など、あなたが解決したい課題がありますか？

はい ↓

地域自治組織や市民活動団体に所属していますか？

はい ↓

いいえ →

その課題は、所属している団体に解決できない課題ですか？

はい ↓

いいえ →

その課題は、市と協働すれば解決できそうですか？

はい ↓

いいえ →

課題を解決する事業の具体的な事業計画書を書くことはできますか？

はい ↓

いいえ →

自由提案型事業を活用してみてもいい？

提案事業以外の協働へ補助・委託・事業協力などを活用してみてもいい？

宮古市のまちづくりには、あなたの知恵やノウハウが必要です。身近な地域自治組織（町内会など）や市民活動に参加してみませんか？詳しく知りたい方は、市役所市民協働課まで、お問い合わせください。（☎68-9080）

協働の必要はありません。団体の仲間と共に課題解決に取り組みましょう。

市民相互の協働で解決する課題もあります。「市民活動団体と地域自治組織」や「地域自治組織と事業者」など協働の相手は行政だけではありません。

市民協働課に相談してください。みなさんと「思い」を「形」にするため、一緒に考えます。

7. 提案事業の募集に係る説明会

～申請を検討している団体は、原則参加してください～

日 時 : 令和7年8月7日（木）午後6時30分～午後8時

会 場 : 宮古市市民交流センター（イーストピアみやこ）
2階 多目的ホール

対 象 : 令和8年度実施分提案事業の申請を予定する団体、市民活動や自治会活動に関心のある団体 等

申込期限 : 令和7年8月1日（金）午後5時まで

内 容 : 説明会（市市民協働課）
令和8年度に提案事業を実施しようと考えている団体を対象として、あらためて協働とは何か、提案事業の詳細など、申請するにあたっての確認事項を説明します。

持 ち 物 : 筆記用具をお持ちください

申 込 先 : 市民生活部 市民協働課 男女参画・協働推進係（☎ 68-9080（直通））
詳細は市ホームページからも確認できます。



↑説明会参加申し込みフォーム

8. 提案事業のスケジュール

1/4

令和8年度に実施する提案事業については、次のようなスケジュールで実施予定です。

説明会申込（要予約）

募集説明会に参加しましょう！

日時：令和7年8月7日（木）午後6時30分から

事業の要件や協働形態での事業が適しているか、また事業の目的に沿った計画であるか、確認しましょう。

**説明会へ参加
申込〆切8月1日(金)**

まずはお気軽に市民協働課へご連絡ください！

（市民協働課 男女参画・協働推進係 ☎ 68-9080（直通））

※昨年度から継続して応募する事業については、事前に担当部署と相談を行い、説明会へ出席してください。

**事前相談（要予約）
～8月19日（火）**

**書類の提出の前に、市民協働課へ予約の上で、事前相談を行います。
具体的な事業計画やパートナーとなる担当部署等について確認します。**

（市民協働課 男女参画・協働推進係 ☎ 68-9080（直通））

※昨年度から継続して応募する事業については、事前に担当部署との相談を行います。

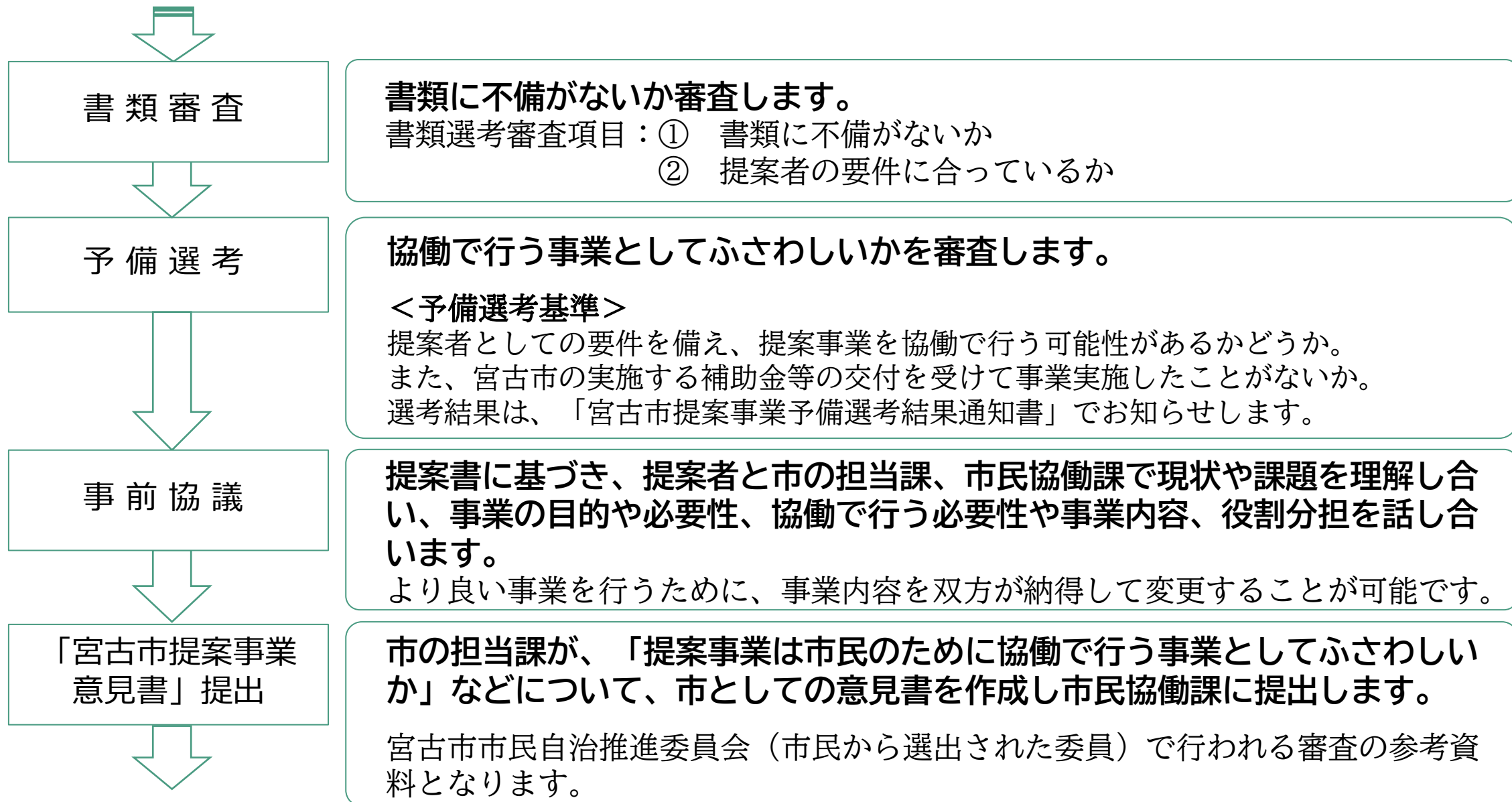
提案事業の
募集・受付

市民協働課に関係書類を直接持参（土・日・祝日を除く）してください。

令和7年8月22日（金）午後5時までです。

8. 提案事業のスケジュール

2/4



8. 提案事業のスケジュール

3/4

審査会

宮古市市民自治推進委員会（市民から選出された委員）で、提案事業について発表していただきます。

委員会ではその内容が市と協働で行う事業としてふさわしいか審査を行い、その結果を市長に報告します。

市長は、報告を受けて協働で行う候補となる事業を決定します。

結果は「宮古市提案事業審査結果通知書」でお知らせします。

事業化協議

審査結果を受け、市の担当課と事業を行うことについて、詳しい役割分担などについて相談します。

事前協議と同様、率直に意見交換し事業の目標などについて意思統一してください。

どうしても合意ができないときは？

事業内容など意見が合わないときは、協議を打ち切ることができます。

これは提案者、市（担当課）の双方から申し出ることができます。

契約

協働の事業を始めるときは、事前に市と事業の内容について、取り決めておく必要があります。

話し合って決めた内容は、契約書や協定書で文書として残しておくことが重要です。

8. 提案事業のスケジュール

4/4

事業実施
令和8年4月～

提案事業を実施します

事業を行うとき、提案者と市担当課は、お互いによく情報交換をして、スケジュール通り進んでいるか、何か問題は起きていないかを確認しながら進めましょう。

事業が
完了したときは？

提案者と担当課が協議して「宮古市提案事業完了報告書」を作成します。

実施した事業を振り返りながら、今後どうしたらもっと効果的な事業ができるかを話し合うことも必要です。

事業報告会
令和9年4月以降

提案者は、事業報告会で事業報告を行っていただきます。

事業内容、経費、効果などのほか、市と協働で事業実施したことによる成果や課題などについて報告していただき、宮古市市民自治推進委員会（市民から選出された委員）に、事業の評価や意見をいただきます。評価の内容は、その後、同内容の事業が提案された際に、その審査の参考とします。

9. 書類選考・予備選考

選考は、書類選考、予備選考があります。

(1) 書類選考審査項目

- ① 書類に不備がないか
- ② 提案者の要件に合っているか

(2) 予備選考審査項目

① 市の事業との関連性

提案事業の内容が、市ですでに実施している事業に類似していた場合において、実施している事業を提案事業に振り替える余地がない場合や、たとえ実施している類似事業がない場合でも、新たに提案事業を実施する余地がない場合は、予備選考を通過することはできません。

担当課は、提案事業を実施する余地がないと判断した場合は、理由を明らかにしなければなりません。

② 予備選考基準

提案者としての要件を備え、提案事業を協働で行える可能性の有無

③ 結果の通知

予備選考の結果は、「宮古市提案事業予備選考結果通知書」でお知らせします。

10. 審査

宮古市市民自治推進委員会で、提案された団体から提案事業のプレゼンテーションを行っていただき、市と協働で行う事業としてふさわしいか、下記の審査基準に基づき審査を行い、その結果を市長に報告します。

(1) 宮古市市民自治推進委員

宮古市自治基本条例、宮古市参画推進条例に基づき、宮古市自治基本条例の検証や、市の市民参画の運用状況に関すること、協働による提案事業の審査に関することなどを行うことを目的として設置された委員会です。

委員は、学識経験者や市内の企業・団体・地域自治区などから選ばれた市民の方です。

(2) 審査基準

No.	項 目	内 容
1	地域課題の把握	市民や地域の要望、地域課題を踏まえたものか。
2	協働の必要性	公益性があり、提案者と市が協働する必要があるか。
3	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき、また、相乗効果・波及効果が期待できるか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	事業遂行能力	団体には事業を実施する上での、必要な知識や経験を持ち、事業を遂行する能力があるか。また、事業実施の十分な組織体制や活動実績があるか。
6	実現可能性	提案の実施方法やスケジュール、実施体制が十分で、実現可能性が高いか。

1 1. 提案事業にかかる書類の提出について

(1) 次の書類をこの要領で指定された期日までに提出してください。

- ① 宮古市提案事業企画提案書（様式第2号）
- ② 団体概要書（様式第3号）
- ③ 団体の定款、規約又は会則
- ④ 団体の構成員又は役員の名簿
- ⑤ 団体の経営状況及び活動状況を示す資料

＊ 前年度分の事業報告書、決算書、当該年度の事業計画書、収支予算書等

- ⑥ その他市長が必要と認める書類

＊ 提案者が法人市民税及び固定資産税の納税義務者であるときは令和4年度～令和6年度のこれらの税の納税証明書又は市税減免決定通知書の写しを提出してください。



※ 提出書類は、市のHPからダウンロードできます。
(<https://www.city.miyako.iwate.jp/gyosei/soshiki/seikatsu/9/9305.html>)

(2) 書類の提出期限

令和8年4月から事業を実施する場合の提出期限は、令和7年8月22日（金）とします。

※ 提出にあたり、受付可能となるのは平日の午前8時30分～午後5時までです。

(3) 書類の提出先

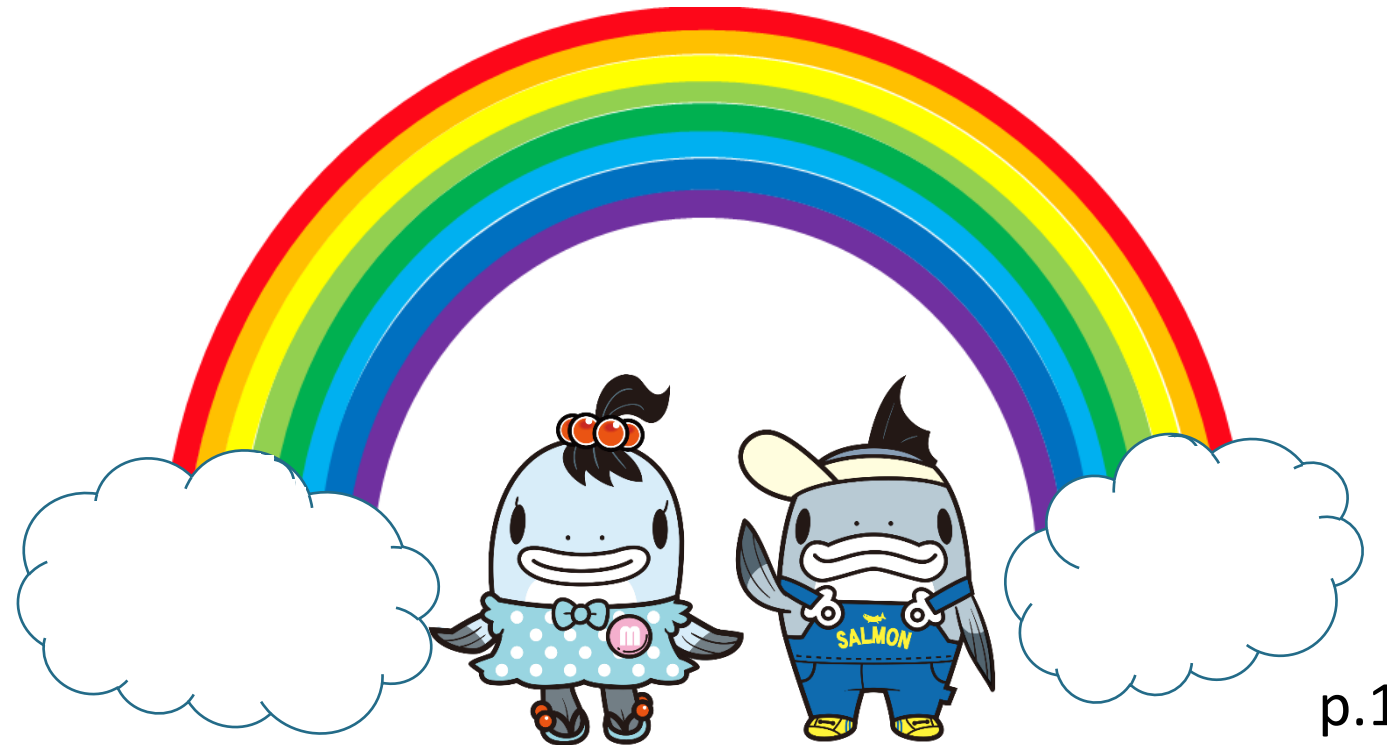
市民生活部市民協働課（市役所本庁舎1階）に直接持参してください。（土・日・祝日を除く）
〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市 市民生活部 市民協働課 男女参画・協働推進係 ☎ 68-9080（直通）

12. 提案事業の公表

制度運用の公正性や透明性を高めるため、個人情報に配慮しながら、提案された事業の概要や団体名は、市の広報紙やホームページ等で公開させていただきます。

また、審査会や報告会では、事業提案書や事業報告書を委員などに配布させていただく予定です。
なお、提出された書類などは、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。



令和8年度募集テーマ設定型事業概要書

テーマ（課題）の名称：ふるさと産業人材の確保促進に向けた企業インターン事業		
協働したい相手（パートナー）：NPOなどの市民活動団体		
【提案を募集する内容】 地方に移住して働くUターン・Iターン者を促進するため、市外へ就学した学生や、地方移住に興味のある若者を対象とした、企業インターンの受入仲介とコーディネートを行う。 本事業を通じて、受入企業の情報に限らず、地元（ふるさと）や地域産業の魅力等を学生に提供することで、職業観とともに地方での働き方や暮らし方、ふるさとの豊かさを伝える取り組みを行う。		
実施したい事業の具体的な内容		
事業の概要	1 企業インターンの実施（年2回 夏季） ・受入事業者（4者程度×2回） ・対象学生（インターン生）（8名程度×2回、若年求職者を含む） 2 地域産業の紹介と職業観の研修（2、3回程度×2回） 3 意見交換会の実施（1、2回程度×2回） ＊上記の実施期間は7日程度×2回とする	
役割分担	相手（パートナー）	試行プログラムの立案、対象学生の募集周知、受入事業者の選定・仲介・支援、対象学生の滞在期間中の相談対応、成果のまとめ
	市	対象学生の募集周知、事業の様子を発信、対象学生向けに地域産業に関する講話等の実施、成果の検証
予算額		1,490,000円以内
現状・課題		市外へ進学や就職をした若者は地元を離れた後に地元の良さ（暮らしやすさや魅力）を知る機会が極めて少ない状況にあるほか、職業選択や就職活動において、市外はもとより市内在住の若者においても地元企業（産業）を知る機会の創出が課題である。 そこで、学生が一定期間、地域に滞在して活動する企業インターンの機会を活用して、受入事業者と対象学生のサポート体制を地域内に築き、より効果的なプログラムを提供することで、ふるさと産業人材の確保を促進する提案を募集する。
担当部署		商工労働観光部 企業立地推進課 雇用労政係

【令和6年度実施分提案事業一覧表】

1 テーマ設定型事業【テーマ：ふるさと産業人材の確保促進に向けた企業インターン事業】

番号	年数	事業名称	提案者	事業概要	提案事業費			R6総事業費	担当課
					①R6予算	②R6決算	②－①増減		
1	継続 R5～ [R6：2年目]	【テーマ：ふるさと産業人材の確保促進に向けた企業インターン事業】 企業の魅力を調査発信する取材型インターン事業	NPO法人みやっこベース	地元へのU・Iターンと地元就職を促すため次の事業を行う。 ・大学生等が地域企業の魅力を調査・発信する「取材型」インターンシッププログラムを設計し、地元就職を肯定的に捉える機会を創出する。 ・参加学生が取材内容を発信することにより、中長期的に地域企業の情報を得やすい環境を整備する。	1,020,000	1,020,000	-	1,356,248	産業支援センター

2 自由提案型事業

1	継続 H21～ [R6：16年目]	8020運動推進事業 「みんなの歯を磨き隊」	宮古歯科医師会	乳幼児の虫歯ゼロを目指し、保育所・幼稚園での口腔内清掃及びフッ化物洗口実施について指導等を行う。また、検診の結果をカードにより把握し、卒園時に表彰を実施する。	995,300	911,390	-83,910	911,390	健康課
2	継続 H21～ [R6：16年目]	昭和思い出探し ～宮古の七夕、クリスマス、ひなまつり～	昭和通りのおかみさんもてなしたい	宮古駅前や商店街において、季節ごとの催しを取り入れたイベントを開催(七夕(7月)・クリスマス、冬のイルミネーション(11月～3月)・ひなまつり(2月～3月))し、市民や観光客の誘客を図り、交流の場を創出する。大型客船来航時におもてなしを実施する。	1,500,000	1,500,000	-	1,500,000	観光課
3	継続 H21～ [R6：16年目]	社会的孤立を支援する事業 [～R1年度] 青少年自立支援事業	社会的自立支援共同事業体	・ひきこもりの人たちや家族に対する相談及び相談に伴う支援活動を行う。 ・ひきこもりの人たちを対象とした居場所の設置及び体験・交流活動の提供等の自立支援事業や学びなおし支援を行う。 ・ひきこもりについての理解促進セミナー、講演会を実施する。	2,453,980	2,453,980	-	2,478,219	福祉課
4	継続 H22～ [R6：15年目]	めざせ！元気なみやっこ子食育教室	宮古市食生活改善推進員協議会	子ども達が丈夫な心と体を育むため、栄養バランスの良い食事や郷土料理についてのテキストを作成・活用し、小学校や地域において講話と調理実習を行う。	439,700	439,700	-	440,353	健康課
5	継続 H27～ [R6：10年目]	コミュニティガーデン 「花かおる散策路」	みずき会	中央通商店街のコミュニティガーデンの維持・管理を行うと共に、植栽されている花・ハーブを活用して市民との交流を図り、日常に癒しを得られる空間づくりを行う。	800,000	800,000	-	801,699	産業支援センター
6	継続 H28～ [R6：9年目]	家庭訪問型子育て支援事業	特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい	・ボランティアが訪問し、既存の子育て支援の対象とならずに孤立化する子育て家庭に対し、支援活動を行う。 ・訪問ボランティアの育成を行う。	1,416,000	1,416,000	-	1,416,000	こども家庭センター
7	継続 R4～ [R6：3年目]	こどものまち「みやっこタウン」を軸とした地域でのキャリア教育事業の実践とネットワーク形成	NPO法人 みやっこベース	市内小学校4～6年生を対象に、疑似的なこどものまち「みやっこタウン」を実施し、キャリア教育の充実を図る。「みやっこタウン」の企画には中・高生による実行委員会を結成してあたる。また、キャリア教育の充実を図るため、事例学習や意見交換等のワークショップを開催する。	1,500,000	1,500,000	-	1,861,744	学校教育課
8	継続 R5～ [R6：2年目]	「銚ヶ崎に賑わいを！！」港町銚ヶ崎地区の賑わい創出事業	銚ヶ崎元気市の会	「港町宮古」の象徴である銚ヶ崎地区の賑わい創出、交流人口の増加のため、「元気市」を開催する。定期的な地区内の環境美化等、景観維持に努めながら、東日本大震災前の街並みを回想できる写真展を開催し、魅力を発信する。	2,187,220	2,187,220	-	2,644,420	産業支援センター

1 テーマ設定型事業 + 2 自由提案型事業					12,312,200	12,228,290	-83,910	13,410,073	
------------------------	--	--	--	--	------------	------------	---------	------------	--

提出書類様式

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

宮古市提案事業企画提案書

宮古市長 あて

団体住所
団 体 名
代 表 者

宮古市提案事業実施要綱第 6 条に基づき、市と協働で行う事業について、関係書類を添付して企画提案します。

事 業 の 名 称	
提 案 の 区 分	(いずれかに○) ・テーマ設定型事業 [テーマの名称 ・自由提案型事業]
提 案 者 の 区 分	市民活動団体・地域自治組織・事業者・連合体 (いずれかに○)
提 案 事 業 で 解 決 したい地域の課題	
上 記 の 課 題 の 現 状 と 原因についての認識	

提 案 事 業 の 内 容	地域の課題の解決と なる提案事業の概要		
	個別事業の具体的な 内容		
	事業のスケジュール		
	事業実施に必要な予算		
	事業の実施体制		
	事業の 役割分担	提 案 者	
		市	
		他の団体	

達成しようとしている 成果、期待される効果	
協働の必要性、相乗効果、事 業実施者のメリット	
提案事業を進めていく うえで想定される課題	
団 体 連 絡 責 任 者	職・氏名 住 所 連 絡 先 TEL

様式第3号（第6条関係）

団体概要書

1 団体の名称 代表者名			
2 団体の所在地 連絡先 電話・fax・e-mail	☐ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開 （ ）		
3 連絡担当者 住所・氏名 電話・fax・e-mail	☐ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開 （ ）		
4 団体の概要 ☐ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開	法　人　格	有（設立年月日 年 月 日） 無	
	活　動　開　始　年	年	
	会員数・内訳	全体 名 内訳（ ）	
5 活動の目的			
6 活動の分野 ・実績⇒ ■ ・興味がある⇒ ☑	☐ 地域社会の維持及び形成 ☐ 保健・医療・福祉 ☐ 社会教育 ☐ まちづくり ☐ 文化・芸術・スポーツ ☐ 環境の保全 ☐ 災害救援 ☐ 地域安全 ☐ 人権擁護・平和推進 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画社会の形成 ☐ 子どもの健全育成 ☐ 情報化社会の進展 ☐ 科学技術の振興 ☐ 経済活動の活性化 ☐ 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援 ☐ 消費者の保護 ☐ 団体運営への支援 ☐ その他		
7 活動内容 （実績・予定）	※詳細は添付資料		